|  |  |
| --- | --- |
|  | 第四十五号様式（選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示）多古町選挙管理委員会告示第何号年　　月　　日執行の何選挙における選挙立会人について公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。年　　月　　日多古町選挙管理委員会委員長　氏　　　　名 |
| 公職選挙法第七十六条において準用する同法第六十二条第五項の規定によるくじ | 公職選挙法第七十六条において準用する同法第六十二条第四項の規定によるくじ | 公職選挙法第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定によるくじ | 区分 |
| 多古町役場内多古町選挙管理委員会 | 多古町役場内多古町選挙管理委員会 | 多古町役場内多古町選挙管理委員会 | 場所 |
| 何月何日午前（後）何時 | 何月何日午前（後）何時 | 何月何日午前（後）何時 | 日時 |
|  |